

質問回答

2016年7月13日

「水道事業の民間活用に関するプロジェクト研究」

(公示日:2016年7月6日 / 公示番号:160442)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	2-3 ページ 第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務実施上の留意点 (3)対象国	現地調査の対象国によっては、通訳雇用や車両借り上げなどの現地調査費用が大きく異なるので、同費用を本見積りに含めることは公平性を損なう、と考えます。従って、現地調査に係る費用は全て別見積りとするべき、と考えますが、如何でしょうか？	本調査では民間活用の範囲を幅広くとらえるという意味で、コンセッションやアファルマージュ、マネジメントコントラクト等を明記しています。しかしながら、これらの方式で水道事業の民間活用を行っている代表的な国を調査することが目的ではなく、あくまでも JICA 側が民間活用の状況を把握したい国を現地調査の対象国として選んでいます。したがって、現地調査の対象国は指示書で提案した国を基本とし、プロポーザル提出段階でコンサルタントからの提案は想定しておりません。現地調査の見積りについては指示書で提示した国で作成をお願いします。
2	第2(3)対象国	現地調査対象国については調査開始後に貴機構との協議の上決定することと理解しますが、実際に要した経費の金額が見積り以上であっても、それは精算の対象となると理解してよろしいでしょうか。(例えば、アジアでの現地調査を予定して見積もったが、実際は機構と協議の上、アフリカでの現地調査をすることとなった場合など)	本調査業務の開始後、実際の現地調査対象国が変更になった場合は、所定の契約手続きを経て実際に要した経費を精算対象とします。

3	第2(3)対象国	見積りにあたっては、各国 1~3 週間の調査日程を想定することですが、1か国辺りの渡航回数については応募者の提案に基づくものと理解してよろしいでしょうか。(例えば、特定の国については、必要に応じて2回目の現地調査を実施するなど)	基本的に1ヶ国あたりの渡航回数は1回とさせて頂き、これを踏まえスケジュールをご検討頂ければと思います。
4	第3 2.(3)通訳	本業務では現地の通訳の備上が認められていますが、再委託(例:現地情報収集)、通訳以外の傭人費(例:現地調査コーディネート等)、翻訳費(例:現地語で入手した資料の翻訳等)を見積りに含むことは可能でしょうか。	見積りに含めてください。ただし、再委託については、委託範囲及びその理由をプロポーザルに記載願います。
5	業務指示書 第7 見積価格及び内訳書 P6	外貨交換レートはUS\$とEURの2種類は提示されていますが、現地調査対象国6か国の現地通貨の交換レートについて指定があれば提示頂けますでしょうか。(カンボジア:KHR,ラオス:LAK, タイ:THB, インドネシア:IDR, ベトナム:VND, フィリピン:PHP)	現地通貨の交換レートは、以下の当機構の2016年6月予算統制レートを使用してください。 カンボジア:1KHR=0.027310 円、ラオス:1LAK=0.013640、タイ:1THB=3.097800 円、インドネシア:1IDR=0.008132 円、ベトナム:1VND=0.004927、フィリピン:1PHP=2.368700 円
6	第2 業務の目的・内容に関する事項 P5	日本の民間企業及び地方自治体が調査対象とされていますが、日本国内での出張を行う場合の費用は本見積りに含めるという理解でよろしいでしょうか。	国内出張に係る費用については、本見積りに含んで下さい。
7	第2 業務の目的・内容に関する事項 P5(4)ア	「公的セクターとは関係がない民間企業独自によるサービス」とは、民間企業が独自に所有・管理・運営する水道事業、つまり、民間企業のみで実施する水道事業という理解でよろしいでしょうか。	ご質問通りの理解で問題ありません。

8	第2 業務の目的・内容に関する 事項 P5(5)ア	「上水道分野における採択案件」とありますが、 (水の浄化・水処理分野)であれば、業務指示書 のとおり約 70 件ありますが、この案件のなか には下水道分野も含まれるようです。下水道分 野の案件は本調査からは除外するという認識で よろしいでしょうか。	下水道分野の案件は本調査からは除外してくだ さい。
---	------------------------------	---	------------------------------

以上